

一般社団法人 海部津島青年会議所
運営規則

本運営規則は、本会議所定款に定めるところに基づき、一般社団法人海部津島青年会議所の活動を充実し、その運営を円滑ならしめる目的を以って必要なる細目を定めたものである。

第1条（目的）

1. 定款第53条の規定に基づき、一般社団法人海部津島青年会議所運営規則を定める。
2. 本運営規則は、定款に定める目的を達成するために一般社団法人海部津島青年会議所（以下、本会議所という）の運営の原則を定め、その円滑化をはかることを目的とする。

第2条（役員の仕事）

1. 役員の仕事については、定款に定める所務のほか次のとおりとする。
2. 理事長は次の仕事を有する。
 - (1) 本会議所の事業計画の立案およびその実施と当該年度の事業報告。
 - (2) 本会議所に関する長期計画の企画ならびに立案。
 - (3) 本会議所と他のLOM、ブロック協、地区協および日本JCとの連絡調整を円滑ならしめ、かつ本会議の充実拡大をはかる。
 - (4) 本会議所を代表して、行政機関、関係団体、および外国よりの来訪者に対する折衝ならびに応援。
 - (5) 定期的な所信発表。
 - (6) 理事長は自己の仕事を円滑におこなう為、セクレタリーをおくことができる。役員はセクレタリーを兼務できない。
 - (7) 理事会開催に関する事項。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、各担当委員会の運営が円滑にいくよう努めなければならない。
4. 理事は、理事会を構成し、本会議所の諸事業を企画、検討する。
5. 専務理事は、予算の執行にあたり全般を管理（予算統制）する直接的責任を理事長に対して負うものとする。
6. 会計は理事が当たり次の仕事を有する。
 - (1) 会費の徴収及び支払等の業務。
 - (2) 公益法人会計基準に従って会計処理し、予算書、決算書を作成すること。
 - (3) 前期について、8月度理事会において、中間決算報告を行わなければならない。
7. 監事は、業務の執行及び財産状況を監査し、必要あるときは、理事長に報告書を提出しなければならない。8月度理事会において、前期の中間監査報告を行わなければならない。

8. 役員は、その当該年度の職務に関しては、決算完了まで引き続きその責務を負うものとする。

第3条（理事会）

1. 理事会は定款の定めるところによって、本会議所の事務を決定処理する。
2. 理事会の議事の運営は、原則として、国際青年会議所が採用するロバート議事法にもとづいて行う。

第4条（例会）

1. 例会は原則として毎月第3木曜日に開催する。ただし、公開例会においてはこの限りでない。
2. 例会担当理事は、原則として例会終了後次の理事会までに、例会報告書並びに関係書類を作成し、担当副理事長を通じて理事長宛に提出しなければならない。

第5条（室）

1. 本会議所はその目的達成に必要な事項を調査・討議及び実施するために室を置くことができる。
2. 室長は理事長が定めた委員会を統括する。
3. 室会議の総括責任者は室長とする。
4. 室会議は必要に応じて開催する。

第6条（委員会・特別委員会）

本会議所は次の2委員会を置き、その活動分掌及び機能は次の通りである。

（1）探究力向上委員会

市民・会員が探究する力を学ぶとともに、その修得の形を提案する事項並びにそれに付帯する事項

（2）持続可能な組織構築委員会

持続可能な組織であるために必要なことを会員が身に付け、周りから受け入れられる持続可能な組織の構築に関する事項並びにそれに付帯する事項

2. 委員会は原則として毎月1回以上開催する。
3. 監事・正副理事長・専務理事を除く正会員は、配属委員会の他に本人が希望する1委員会に理事会の議を経て出向することができる。

第7条（連絡会議）

1. 本会議所はその目的達成に必要な事項を調査・討議及び実施するために連絡会議を開

催することができる。

2. 連絡会議の総括責任者は副理事長とする。
3. 出席者は理事長の指名する者とする。
4. オブザーバーは、事前に副理事長の許可を得て出席できる。

第8条（出席）

1. 総会、例会毎に正会員の出席率を発表する。
総会、例会の出席は義務であり、正会員は年間出席率が100%になるよう努力しなければならない。
2. 凡ての会合（総会、例会、理事会、委員会等）に於いて、欠席、遅刻、早退する場合は、予め必ず届出ること。
3. 会員は、主たる会合に出席する際にはJ C バッチを佩用しなければならない。（但し6・7・8・9月の会合に於いて、上着を使用しない場合はこの限りでない。）
4. アテンダンスの該当する会合は次のものとする。
(イ) J C I 主催の公会行事に出席した場合。
(ロ) 日本J C 主催の公会行事並びに日本各地J C の定例会に出席した場合（但し、次回例会日前日迄とする）。
(ハ) 理事会の承認を得た場合。
5. 病気（要医師診断書）、海外出張及びその他止むをえない事由のため長期間にわたり出席不能の場合は、休会として出席義務を免除する。但し、休会届を理事長宛提出し、理事会の承認を得れば受理された日より休会扱いとする。（休会は当該年に限ることを原則とする。）但し、会費納入義務を怠ってはならない。休会扱いとして出席義務は免除できる。
6. 例会、総会を年度内3回連続欠席した者については、所属する委員会の委員長が理事会で、欠席理由について述べなければならない。

第9条（褒賞に関する事項）

1. 本会議所の目的達成に著しい功績のあった個人または団体に対して、理事長の決定により褒賞を行う。尚、褒賞の方法等については、その都度理事会で決定する。
2. 総会及び例会の年間出席率100%以上の会員は、表彰する。但し、総会の書面による表決をした者はこの場合出席とは認めない。

第10条（預託金制度）

1. 正会員及び入会予定者は、会員預託金として、最初金30,000円を預託する。
2. 預託者は、諸会費、喜捨金等を会員預託金より振替納入することができる。
3. 預託者は、会員預託金、金8,000円未満となったとき、ただちに金30,000

円単位で預託する。

4. 預託者が会員の資格を喪失したときは、会員預託金の残額を返却する。但し、会費納の場合は相殺してその残額を返却する。
5. 預託者は会員預託金残高を閲覧する事ができる。
6. 会員預託金に対しては利息をつけない。
7. 会員預託金より生じた受入利息は本会議所の収入とする。
8. 専務理事及び会計は、預託金の管理をなし、預託者に対して、3ヶ月毎の月末に預託金残高を通知する。ただし、本条3項に該当するときはこの限りでない。